

令和 7 年度介護保険事業者集団指導

(千葉県健康福祉部高齢者福祉課)

(介護予防) 訪問入浴介護 編

サービス別根拠法令

1 指定基準について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
介護老人福祉施設	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
介護老人保健施設	○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
介護医療院	○介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 介護報酬の算定について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第19号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】 ○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(18.3.14 厚生労働省告示第127号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第21号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】

【 訪問入浴介護 】

1 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十九条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 二 介護職員 二以上

2 訪問入浴介護従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

※指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者の員数については、次に掲げるとおり。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 一以上

第二項、第三項は省略する。

(管理者)

第五十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 人員に関する基準に係る留意事項

管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問入浴介護従業者である必要はない。

- ① 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従事者としての職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問入浴介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問入浴介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

3 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第五十一条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

4 設備に関する基準に係る留意事項

- ① 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- ② 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。
- ③ 専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

5 運営に関する基準（抜粋）

（１）内容及び手続の説明及び同意

サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（２）居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

（３）サービスの提供の記録

- ① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（４）指定訪問入浴介護の具体的取扱方針

- ① サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
 - ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - ③ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ④ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、居宅基準第 53 条の 3 第 2 項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存しなければならない。
 - ⑤ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - ⑥ サービスの提供は、１回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
 - ⑦ サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。
- ※（４）⑦に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点に留意すること。

- ア 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者 1 人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。
- イ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者 1 人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。
- ウ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。

(5) 運営規程

事業者は次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（＝運営規程）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(6) 勤務体制の確保等

- ① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供しなければならない。
- ③ 訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(7) 業務継続計画の策定等

- ① 指定訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 指定訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(8) 衛生管理等

- ① 指定訪問入浴介護事業所は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ② 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ③ 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (一) 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底

を図ること。

(二) 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(三) 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(9) 掲示 ※③については令和7年4月1日より適用

① 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

② 指定訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

③ 指定訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲示しなければならない。

(10) 地域との連携等

① 指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

② 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(11) 虐待の防止

指定訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

① 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

② 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

④ 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(12) 記録の整備

① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

② 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。なお「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

ア 具体的なサービスの内容等の記録

イ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ウ 市町村への通知に係る記録

エ 苦情の内容等の記録

オ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

6 報酬について

(1) (介護予防) 訪問入浴介護費について

訪問入浴介護費	1 2 6 6 単位/回
介護予防訪問入浴介護費	8 5 6 単位/回

- ① 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員 1 人及び介護職員 2 人（介護予防訪問入浴介護の場合は介護職員 1 人）が指定訪問入浴介護を行った場合に算定する。
- ② 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- ③ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- ④ 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員 3 人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 5 に相当する単位数を算定する。
- ⑤ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定する。

(2) 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物等に居住する利用者に対する取扱いについて

指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 2 0 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 1 0 0 分の 8 5 に相当する単位数を算定する。

(3) 初回加算について

指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1 月につき 2 0 0 単位を加算する。

(4) 認知症専門ケア加算について

別に厚生労働大臣が定める基準（※1）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※2）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下に掲げるその他の加算は算定しない。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位

※1（厚生労働大臣が定める基準）

①認知症専門ケア加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

- （1）事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。
- （2）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- （3）当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

②認知症専門ケア加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

- （1）①の基準のいずれにも適合すること。
- （2）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- （3）当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※2（厚生労働大臣が定める者）

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

（5）看取り連携体制加算について

別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（※2）について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき64単位を加算する。

※1（厚生労働大臣が定める施設基準）

- （1）病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、指定訪問入浴介護を行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していること。
- （2）看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該方針の説明をし、同意を得ていること。
- （3）看取りに関する職員研修を行っていること。

※2（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者）

次のいずれにも適合する利用者

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(2) 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けているものを含む。）であること。

(5) サービス提供体制強化加算について

別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき以下の所定単位数を加算する。ただし、以下に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下に掲げるその他の加算は算定しない。

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	4 4 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3 6 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1 2 単位

※ (厚生労働大臣が定める基準)

① サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

次のいずれにも適合すること。

(1) 全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 次のいずれかに適合すること。

(一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。

(二) 当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

② サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

(1) ①(1)～(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

③ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

次のいずれにも適合すること。

(1) ①(1)～(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次のいずれかに適合すること。

(一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

(二) 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(6) 介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準（以下の算定要件を指す）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数

②介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

算定した単位数の１０００分の９４に相当する単位数

③介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数

④介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数

令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準（以下の算定要件を指す）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所（①～④の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑤介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）

算定した単位数の１０００分の８９に相当する単位数

⑥介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）

算定した単位数の１０００分の８４に相当する単位数

⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）

算定した単位数の１０００分の８３に相当する単位数

⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）

算定した単位数の１０００分の７８に相当する単位数

⑨介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）

算定した単位数の１０００分の７３に相当する単位数

⑩介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）

算定した単位数の１０００分の６７に相当する単位数

⑪介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）

算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数

⑫介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）

算定した単位数の１０００分の６８に相当する単位数

⑬介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）

算定した単位数の１０００分の５９に相当する単位数

⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）

算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数

⑮介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）

算定した単位数の１０００分の５２に相当する単位数

⑯介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）

算定した単位数の１０００分の４８に相当する単位数

⑰介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）

算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数

⑱介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）

算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数

<算定要件>大臣基準告示・六

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一） 当該指定訪問入浴介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

（二） 当該指定訪問入浴介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護

職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

（２） 当該指定訪問入浴介護事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

（３） 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

（４） 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

（５） 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

（６） 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

（７） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。

（五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六） （五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（８） （２）の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するもの

を除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ（１）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ（１）（一）及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ（１）（一）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２） イ（１）（二）及び（２）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

（２） イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２） イ（１）（二）及び（２）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機

会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２） イ（１）（一）及び（二）に係る部分を除く。）及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

（２） イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（３） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（一） 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（二） 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２） イ（１）（二）、（２）から（６）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（３） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(１) 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(２) イ（１）（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(１) 令和６年５月３１日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(２) イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(３) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

※別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和6年老発0315第2号〕）を参照すること。